

大和市生活保護嘱託医等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月26日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第5号

大和市生活保護嘱託医等設置規則の一部を改正する規則

大和市生活保護嘱託医等設置規則（平成20年大和市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定める医療扶助等」を「規定する医療扶助」に改める。

第3条中「一般社団法人大和歯科医師会」を「一般社団法人大和綾瀬歯科医師会」に、「者」を「もの」に改める。

第4条第3項中「前2項の」を「前2項に規定する」に改める。

第5条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「老人訪問看護療養費明細書」を「訪問看護療養費明細書」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 医療扶助の決定及び実施に伴う専門的判断及び必要な助言指導

第5条に次の3号を加える。

(6) 40歳以上65歳未満の要保護者が特定疾病に該当するか否かの判断

(7) 長期入院患者の介護扶助への移行の適否についての療養上の検討

(8) 医療扶助以外の扶助における医学的判断

第9条の見出しを「(委任)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。